令和 4(2022)年 7 月

育児休業中の一時的・臨時的な就労と、出生時育児休業中の就業

令和4年10月から始まる出生時育児休業では、労使協定で定めれば一定範囲内で就労させてよいとされて いますが、従来の育児休業でも一時的・臨時的な就労は実態として存在し、就労が月10日(10日を超える 場合は80時間)以下であれば育児休業給付金の対象となっていました。

2つにはどのような違いがあるのでしょうか。

1. 「一時的・臨時的な就労」とは

厚生労働省はリーフレットで以下のように言っています。(以下抜粋し、表現を変更しています)

育児・介護休業法上の育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度で あり、休業期間中に就労することは想定されていません。しかし、労使の話し合いにより、子の養育をする 必要がない期間に限り、一時的・臨時的にその事業主の下で就労することはできます。一方で、恒常的・定 期的に就労させる場合は、育児休業をしていることにはなりませんのでご注意ください。

- ※労働者が自ら事業主の求めに応じ、合意することが必要です。(事業主の一方的な指示により就労させる ことはできません。)
- ※事業主は、育児休業中に就労しなかったことを理由として、不利益な取り扱い(人事考課において不利益 な評価をするなど)を行ってはなりません。また、上司や同僚からのハラスメントが起きないように、雇 用管理上必要な措置を講ずる必要があります。

一時的・臨時的	トラブルにより会社の基幹システムが停止し、早急に復旧させる必要があるため、経
な就労に	験豊富なシステムエンジニアである育児休業中の労働者に対して、修復作業を事業主
該当する例	が依頼し、その労働者が合意した場合
該当しない例	労働者が育児休業開始当初より、あらかじめ決められた1日4時間で月20日間勤務す
	る場合や、毎週特定の曜日または時間に勤務する場合

これからわかることは、明確な基準はないものの、少なくとも行政では「所定労働時間として勤務を労働 者に義務付けたものについては一時的・臨時的な就労ではない」「一時的・臨時的な就労とは(事情が発生し てから)事業主が休業者に依頼し休業者が合意するものである」と、認識しているということでしょう。

2. 出生時育児休業給付金への影響

育児休業期間が 28 日の場合には、就業日数が 10 日(または就業時間が 80 時間) 以下であることが支給の 要件となり、それより短い育児休業の場合には、その日数に比例して短くなります。

(例) 14 日間の休業→就業日数5日(または就業時間40時間)以下

要件を満たした場合でも、就労したことによる賃金が支給額に影響します。出生時育児休業期間中に就業 して得た賃金額と出生時育児休業給付金の合計が、休業前賃金日額×休業日数の80%(*)を超える場合は、 超える額が出生時育児休業給付金から減額されます。賃金が、*を超える場合は支給されません。

ここでいう就業日数及び賃金には、労使協定による就業と、一時的・臨時的な就労の区別はありません。

3. 社会保険料免除への影響

社会保険の適用事業所では、育児休業中は社会保険料が免除になります。10月以降の保険料免除について の考え方を記した Q&A (令和4年3月31日) では、休業前にあらかじめ就業日と就業時間を調整・合意して 就業させる出生時育児休業中の就労と、一時的・臨時的な就労とは、取扱いを明確に分けています。

保険料免除の対象	月額保険料	賞与保険料の判断	
保険料免除の要件	「開始月」「終了日の翌日」が異 なる月の場合:日数の規定なし	「開始月」「終了日の翌日」が同 月内の場合:14 日以上(新設)	暦で連続1か月超 (新設)
出生時育児休業にお ける就業日数	影響しない(変更なし)	育児休業の日数から控除する (時間単位での就業は日に換算)	除外しない
一時的・臨時的な就労	影響しない(変更なし)	除外しない	除外しない

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 https://www.kaito-sr.com/ Facebook ページ

※本記事の無断

https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/ 転載は禁止しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階 **TEL** 03-3369-7411/8411 **FAX** 03-3369-2711 FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。